

各指定児童発達支援センター運営法人
各指定障害児通所支援事業所運営法人
各指定障害児入所施設運営法人
(岐阜市所管の事業所等を除く。)

} 代表者 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

こども性暴力防止法の施行に向けた対応について（依頼）

本年12月25日に施行されます「こども性暴力防止法」については、GビズIDの取得を含め、義務対象事業者が行う必要がある施行前・施行後の事務手続きについて周知しているところですが、今般、別添のとおり、こども家庭庁から「こまもろうシステム」テストメールの配信等について通知がありました。

各事業者におかれましては、内容をご確認いただき、適切にご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 こども家庭庁通知

- (1) こども性暴力防止法の施行に向けた事業者情報提出後の登録内容の確認・修正依頼及び学校設置者等への「こまもろうシステム」テストメールの配信について（令和8年8月28日付け）
- (2) こども性暴力防止法の施行に向けたこまもろうシステムマニュアル（素案）について（令和8年8月28日付け）
- (3) こども性暴力防止法ガイドラインの改訂について（令和8年9月2日付け）

2 チェックリスト

上記の国通知に記載されている事業者が対応すべき事項につきまして、別紙「チェックリスト」を作成しましたので、ご活用いただき、適切に対応願います。

3 その他

- (1) こども性暴力防止法に関する各種通知等については、以下の県ホームページに順次掲載していますので、引き続きご確認くださいませようお願いします。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/477992.html>

- (2) こども性暴力防止法に関する解説動画や従事者向け研修教材については、以下の国ホームページに掲載されていますので、ご活用願います。

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

健康福祉部 障害福祉課 事業所指導係			
係長	奥田	担当	渡邊
電話	058-272-1111（内 3492）		